

令和3年度に実施した富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画 中間見直しの概要について

1 中間見直しの目的

平成19年に制定した「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」に基づき策定した、「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画（平成29～38年度）」について、令和3年度に中間年度を迎えることから、富士見市第6次基本構想・第1期基本計画の基本政策である「犯罪が起きないまちで生活ができる」の実現に向けた中間見直しを行います。

2 防犯計画の位置づけ（根拠法令・関連計画）

(1) 根拠法令

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例第8条第1項

(2) 富士見市

富士見市第6次基本構想・第1期基本計画の個別計画

（分野14「防犯・交通安全」基本政策19「犯罪が起きないまちで生活ができる」）

(3) 関係・関連計画（埼玉県）

埼玉県防犯のまちづくり推進計画

※ 和光市、朝霞市、新座市、ふじみ野市及び川越市（指針）等でも同様の計画を策定しています。

3 計画期間等

平成29年度～令和8年度までの10年間

中間見直し計画については、令和4～8年度の5年間です。

4 策定体制・経過

○ 計画に定める施策の実施状況について、毎年庁内各課から報告をいただいています。なお、見直しにあたり、令和3年度の実施状況については、計画後期の方向性も含めて報告をいただきました。

○ 富士見市安全安心なまちづくり推進庁内検討委員会

- ・ 防犯に関する施策を推進するため、関係各課にて構成しています。
- ・ 令和3年10月18日、11月5日に開催

<委員>

危機管理課長、秘書広報課長、政策企画課長、協働推進課長（委員長）、人権・市民相談課長、福祉政策課長、産業経済課長、環境課長（副委員長）、都市計画課長、道路治水課長、建築指導課長、生涯学習課長、学校教育課長

- 富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会
 - ・ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するにあたり、広く市民の意見を求めるために設置しています。
 - ・ 定期的に会議を開催し、前述の実施状況についての意見交換を行っているほか、計画見直しに関する意見をいただいております、現在の方針に対しておおむね肯定的なものが多くありました。
 - ・ 令和3年10月26日、11月26日に開催

＜懇談会参加者＞

藤井文則氏（校長会）、関本忠男氏（町会長連合会）、高野路子氏（青少年健全育成市民会議）、羽石裕子氏（商工会）富田實氏（社会福祉協議会）、高橋さかえ氏（公募）、清水中夫氏（公募）、吉原智博氏（公募）

（期間：令和2年9月11日～令和4年3月31日）

＜いただいた主な意見＞

- ・ 自主防犯パトロールや青色防犯パトロールカーによる巡回など、市と市民が協働で行う防犯活動が犯罪率低下につながったと思う。今後も継続するべき。
- ・ 児童生徒の見守りについては学校ごとに取り組みの違いもあるため、それぞれの取り組みについて周知を行いより広く知ってもらう必要がある。
- ・ それぞれの機関、団体でできること、できないことがあるので、一番大切なことは各機関の連携だと考える。
- ・ 子ども110番の家の三角旗を学校やPTA、町会の協力を得ながら設置している子どもが助けを求めて飛び込む家が多くあるということで抑止力につながっていると思う。

5 計画策定時からの犯罪情勢推移

- 刑法犯認知件数、犯罪率（人口1,000人当たりの刑法犯罪認知件数）は新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛等の影響が推測されるものの、減少しました。

刑法犯認知件数推移 (単位:件)

自治体名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
富士見市	1,002	851	832	641
ふじみ野市	908	935	744	651
三芳町	279	235	301	157
志木市	543	446	402	292
新座市	1,486	1,369	1,429	1,042
朝霞市	1,045	1,077	924	612
埼玉県	63,383	60,001	55,497	44,485

犯罪率の推移 (単位:件)

自治体名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
富士見市	9.20	7.78	7.58	5.81
ふじみ野市	8.12	8.34	6.61	5.77
三芳町	7.23	6.10	7.83	4.08
志木市	7.29	5.95	5.35	3.88
新座市	9.08	8.35	8.72	6.34
朝霞市	7.57	7.72	6.55	4.28
埼玉県	8.69	8.21	7.57	6.06

- 街頭犯罪の認知件数についても、平成29年は499件（刑法犯全体の約49.5%）でしたが、令和2年には、209件（刑法犯全体の32.6%）と5年間で約58.1%減少しました。ここにも刑法犯認知件数、犯罪率と同様に新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛等の影響が推測されます。

街頭犯罪認知件数の推移 (単位:件)

自治体名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
富士見市	499	377	357	209
ふじみ野市	414	356	290	222
三芳町	103	75	57	51
志木市	267	190	184	110
朝霞市	498	446	384	234
新座市	647	539	518	313
埼玉県	27,306	24,759	21,852	15,117

- 街頭犯罪は減少しましたが、内訳をみると最も多い自転車盗は、平成 29 年の 395 件（街頭犯罪の約 79.2%）から、令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛等の影響が推測されるものの、174 件（街頭犯罪の約 83.3%）と約 55.9%減少していますが、街頭犯罪に占める割合としては依然として高い状況です。

なお、被害に遭った自転車の約 58%は未施錠で、盗難場所で最も多いのは駐輪場、次いで共同住宅等・一戸建住宅となっています。

市内における街頭犯罪認知件数の推移 (単位:件)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
路上強盗	1	1	0	0
ひったくり	5	4	4	1
オートバイ盗	19	10	3	8
自転車盗	395	293	295	174
自動車盗	4	3	6	2
車上ねらい	46	39	34	19
部品ねらい	23	17	13	5
自動販売機ねらい	6	10	2	0
合計	499	377	357	209

自転車盗の発生場所別推移 (単位:件)

発生場所	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
一戸建住宅	36	24	15
共同住宅等	66	59	51
駐車(輪)場	156	172	82
道路上	20	28	17
その他	15	12	9

- 特殊詐欺の発生状況は、依然として多くなっています。

平成 29 年（15 件：2,304 万円）と比較して、平成 30 年は被害件数、金額ともにほぼ倍増（31 件：5,037 万円）しており、令和元年に減少したものの（19 件：1,862 万円）、令和 2 年においては被害金額が再び増加（16 件：2,474 万円）しています。

また、ここ最近では、現金やキャッシュカードを直接手渡しさせる方法や、ATM に誘導した上で被害者自身に ATM を操作させる方法等、特殊詐欺の手法も多様化しています。

特殊詐欺被害件数の推移

	項目	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
富士見市	被害件数(件)	15(0)	31(1)	19(3)	16(2)
	被害金額(万円)	2,304	5,037	1,862	2,474
	予兆通報件数(件)	246	353	389	168
埼玉県	被害件数(件)	1,233(94)	1,570(79)	1,458(110)	1,026(89)
	被害金額(万円)	190,536	276,868	239,049	228,258
	予兆通報件数(件)	17,728	43,242	48,041	12,039

※被害件数のカッコ内は未遂件数(内数)

※被害金額は千円以下切り捨て

※予兆通報件数・・・振り込め詐欺犯人からの電話を受け、警察に通報した件数

- 子どもに対する声かけ事案等の犯罪予兆行動、女性に対する犯罪については、大きな減少が見られない状況です。

子どもに対する声掛け事案発生認知件数の推移 (単位:件)

自治体名	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
富士見市	46	36	49	41
ふじみ野市	53	53	45	37
三芳町	11	15	18	28
志木市	52	32	28	26
朝霞市	71	84	63	50
新座市	79	83	79	49
埼玉県	3,318	3,280	3,312	2,752

女性を狙った犯罪の認知件数推移 (単位:件)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
女性を狙った犯罪	9	7	6	9

6 中間見直しの考え方

防犯計画は、10年間の期間として定めていることを前提に、前期期間中の施策の実施状況と警察から提供される、刑法犯罪認知件数等の数値との比較、市民懇談会での意見交換等を踏まえ、中間見直し計画策定の考え方を次のとおりとします。

<前期期間の総括>

- 前期期間中、「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」を基本方針とし、領域性、監視性、抵抗性の3要素を総合的に高めるための施策を推進してきました。
特に、町会を中心とした自主防犯組織による日々の地域防犯パトロールや、青色防犯パトロール隊による年間394回（令和元年度・延べ回数）の見回り、警察と連携した街頭活動等をはじめとした取り組みや、広報、ホームページ等を活用した啓発、公園灯の設置や見通しを確保するための定期的な樹木の剪定等は、計画策定以前からも継続的に取り組んでいます。
- 計画期間中には、新たに、空家に関する取り組みや、防犯カメラに関する取り組みを進め、特に、街頭防犯カメラについては、市内3駅周辺に30か所設置したほか、公共的団体等が設置する場合への補助等を実施し「領域性」「監視性」を高めました。
- これらの継続した取り組みにより、中間期間において目標値を上回る犯罪率の減少が見られるなど、一定の成果が表れているものと考えます。
しかしながら、主に高齢者を狙った、複雑かつ巧妙化する特殊詐欺、減少傾向が見られない子どもに対する声かけ事案や女性を狙った犯罪等、犯罪弱者の方への支援および未だ市内の街頭犯罪の大部分を占めている自転車盗対策については取り組みを強化する必要があります。

＜前期期間での取り組み一覧＞

地域防犯力の向上
<ul style="list-style-type: none">・ 自主防犯組織による地域パトロールの実施・ 自主防犯組織に対する、パトロール用品の配布・ 地域パトロール実施者に対する市民活動保険の加入・ 自主防犯活動リーダー講習会の開催・ 自主防犯活動マニュアルの作成・ 富士見市民青色防犯パトロール隊による定期的なパトロール・ 青色防犯パトロールカーの維持管理・ 青少年の健全育成を推進する団体によるパトロールの実施・ 青少年の健全育成を推進する団体への活動補助・ 学校、地域、保護者の連携による登下校時の見守り・ 防災行政無線による見守りの呼びかけ・ 小学校の新1年生全員に防犯ブザーを配布・ 市内全小学校にスクールガードリーダーを配置・ 全小中特別支援学校校門付近への防犯カメラ設置
事業者の防犯対策の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 東入間防犯・暴力排除推進協議会による、年末防犯街頭キャンペーン等の啓発活動・ 商店街が設置する防犯カメラの設置補助・ 商店街街路灯の使用に係る電気料金の全額補助・ 商店街街路灯のLED化・修繕等への補助
防犯意識の高揚
<ul style="list-style-type: none">・ 広報富士見6月号、12月号に「地域防犯ニュースひがしいるま」を掲載・ 市ホームページで防犯に関する情報を継続的に発信・ 東入間警察署との連携による、振り込め詐欺等被害防止の街頭キャンペーン
防犯環境の整備
<ul style="list-style-type: none">・ 既設防犯灯のLED化（平成30年度完了）・ LEDを使用した防犯灯の新設・ 街頭防犯カメラの設置（市内30か所）・ 公園や公共施設、道路における樹木等の定期的な剪定、ごみ収集、草刈り、清掃、花壇の維持管理の実施・ 遊具修繕等の実施・ 富士見市空家等対策の推進に関する条例の制定・施行（平成29年6月）・ 空家等実態調査を実施し、市内の空家等に関するデータベースを整備・ 空家の除却に係る補助金の創設・ 富士見市防犯カメラの設置及び運用に関する基本方針の制定（平成30年4月）

<p>犯罪弱者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校における防犯教室や不審者を想定した避難訓練の実施 ・各小中学校における警察職員による非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催 ・民生委員等による高齢者世帯訪問時の防犯意識啓発 ・青色防犯パトロールカーによる振り込め詐欺等に関する注意喚起放送の実施 ・警察からの要請による、防災行政無線を活用した振り込め詐欺等に関する注意喚起放送の実施 ・女性カウンセラーによる女性相談を定期的に実施 ・「地域防犯ニュースひがしいるま」や窓口チラシで女性が自ら自身を守るための防犯対策情報を発信
<p>関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、関係団体、庁内における情報共有 ・重要犯罪情報の、状況に応じた提供・発信 ・東入間防犯・暴力排除推進協議会への参加

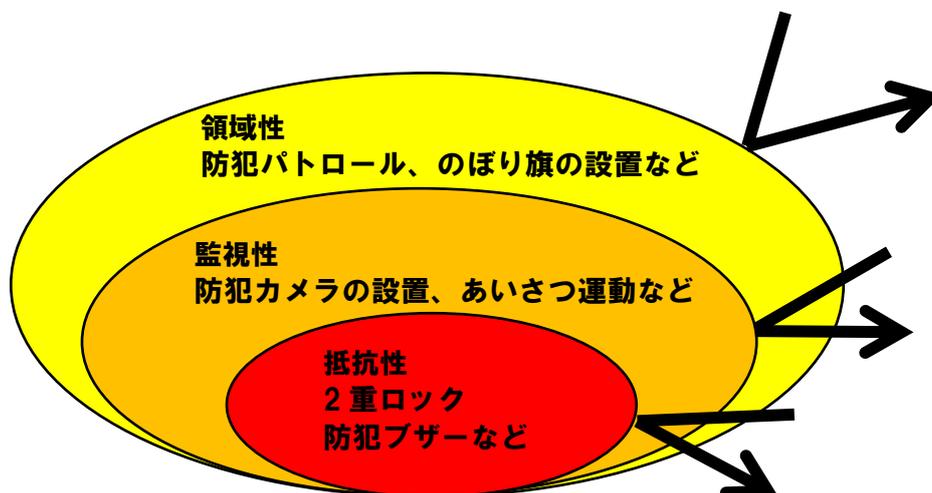
<中間見直しの考え方>

(1) 基本方針は継続しますが、数値目標はより高いものとします。

- ・ 防犯計画は、10年間の期間として策定し、前期期間中においても一定の成果が見られたことから、施策の方向性である基本方針については、後期期間に引き継ぎます。
- ・ 数値目標については、取り組みの成果により、当初設定値を達成したことから、社会情勢の変化等も考慮した、新たな数値目標を定めました。

<基本方針>

犯罪のない安全安心なまちづくりの推進



<数値目標>



数値目標は、引き続き「市内犯罪率」とします。

計画満了時の令和8年度の新たな数値目標は、基準値については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も推測されますが、令和2年の実績値である、**5.81件**とし、新目標値については、これまでの減少率（**△36.8%**）を踏まえ、を踏まえ、更なる「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」により令和8年の犯罪率を**3.67件**まで減少させることを目指します。この目標値は計画策定当初の基準値から約66%の減少となります。

この目標値の設定は、埼玉県計画での目標減少率（**△10%**）大きく上回るものであり、「安全安心なまちづくり」に大きく貢献するものと考えます。

(2) 10年間の計画期間として定めた大柱・中柱は継続します

- 防犯計画は、10年間の期間として策定し、前期期間中においても一定の成果が見られたことから、大柱・中柱については後期期間に引き継ぎ、具体的な実施事業レベルの**推進施策に対する見直しを中心**に行うこととします。

(3) 推進施策について、前期期間中の取り組み実績、課題を反映します。

- 計画の取り組みにより、一定の成果は表れている反面、改めて浮き彫りとなった課題を精査し、次の点について重点的に取り組みます。

また、ICT化の進展に伴う、新たな犯罪に対する取り組みについても研究を進めます。

<課題（重点）>

- ① 特殊詐欺等被害防止の強化
- ② 子どもに対する犯罪の防止
- ③ 女性に対する犯罪の防止
- ③ 自転車盗の防止

7 防犯計画の施策体系について

市民協働の取り組み

市民協働の取り組み	施策の大柱	施策の中柱	推進施策	領域性	監視性	抵抗性	主体	
	Ⅰ 地域防犯力の向上	(1) 自主防犯活動の推進	① 自主的な防犯活動の推進	○	○		市民団体 市民	
			② リーダーの養成	○	○		市民団体 市民	
			③ 防犯活動ネットワークの構築	○	○		市民団体 市民	
		(2) 子どもの安全確保	① 家庭・地域における青少年健全育成			○	○	市民団体 市民
			② 通学路の安全対策の強化	○	○	○		市民団体 市民
			③ 地域の防犯意識の醸成	○	○	○		市民団体 市民
		Ⅱ 事業者の防犯対策の推進	(1) 事業者の防犯対策の推進	① 従業員への防犯知識の普及・啓発	○	○	○	事業者 市
				② 施設の防犯対策	○	○	○	事業者 市

市の施策

市の 施策	施策の大柱	施策の中柱	推進施策	領域 性	監視 性	抵抗 性	主体
	Ⅲ 防犯意識の高揚	(1) 防犯意識の高揚	① 広報・啓発活動の推進	○	○	○	市
	Ⅳ 防犯環境の整備	(1) 安全な地域環境の整備	① 道路・公園等公共施設の防犯対策	○	○		市
			② 空き家等の適正な管理	○			市
		(2) 防犯機器（防犯カメラ等）の普及と活用	① 防犯カメラの有効活用	○	○	○	市
			② その他の防犯機器の普及	○		○	市
	Ⅴ 犯罪弱者対策	(1) 子どもの防犯対策	① 学校における防犯教育			○	市
		(2) 高齢者を狙った特殊詐欺・悪質商法等対策	① 特殊詐欺・悪質商法等対策	○		○	市
		(3) 女性狙った犯罪の防止	① 性犯罪やストーカー等の防止			○	市
		(4) 犯罪被害者への支援【新】	① 犯罪被害者への支援【新】				市
Ⅵ 関係機関との連携強化	(1) 関連機関・団体との連携と情報共有	① 情報の収集と提供	○			市	

8 主な変更点・新規（重点）項目

- 前期期間での取り組み実績、課題に対して、次の施策について新たに（強化）取り組みます。

<課題①「特殊詐欺等被害防止の強化」>

- 特殊詐欺については、被害者の多くが高齢者で被害金額も高額となっています。その手口は、現金やキャッシュカードを直接手渡しさせる方法や、A T Mに誘導した上で被害者自身にA T Mを操作させる方法等、多様化しています。

高齢者等に対する継続的な注意喚起や、被害防止のための啓発を実施していくほか、**地域ぐるみで被害防止を促す**などの取り組みを推進します。

また、I C Tの進展による、新たな防犯環境の整備についても研究を進めます。

- ・よろず防犯教室の開催【新規】
- ・自主防犯組織、地域と一体となった啓発活動【新規】
※警察と連携したA T M、コンビニエンスストア等での声掛けも含みます。
※I C Tの普及によるインターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（S N S）を悪用した犯罪者から身を守るための取り組みも含めます。

<課題②「子どもに対する犯罪の防止」>

- 子どもに対する声かけ事案は、あまり減少していません。

家庭や地域における青少年健全育成のほか、**学校における防犯教育を進め、犯罪者から自分自身を守る知識や能力を身につける取り組み**を推進します。

I C Tの進展による、新たな防犯環境の整備についても研究を進めます。

- ・「子ども 110 番の家」活動の推進
- ・よろず防犯教室の開催【新規】
- ・児童・生徒が自分の安全を守る能力を高める防犯教育の実施
- ・防犯意識や非行防止に関する教育の実施
※I C Tの普及によるインターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（S N S）を悪用した犯罪者から身を守るための取り組みも含めます。

<課題③「女性に対する犯罪の防止」>

- 女性を狙った犯罪は、あまり減少していません。

女性に対する暴力やストーカー等は被害者の精神に大きなダメージを与える極めて悪質な犯罪であることから、女性が安心して暮らし、活躍する社会を構築するためにも、特に**女性に対する暴力をなくす運動の取り組みを推進します**。

- ・女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）の実施【新規】
- ・広報、H P等を活用した啓発
※I C Tの普及によるインターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（S N S）を悪用した犯罪者から身を守るための取り組みも含めます。

<課題④「自転車盗の防止」>

- 刑法犯認知件数のうち、自転車盗は高い水準で推移しています。

被害状況を見ると、盗まれた自転車の約58%が無施錠であったことから**所有者の防犯意識の低さ**が浮き彫りとなっています。このため**所有者一人ひとりが自転車を管理することが重要**です。

また、盗まれた場所については自宅、集合住宅等も多いことから、**自転車が盗まれにくい環境整備、啓発**を進めます。

- ・ 自転車防犯対策の啓発
- ・ よろず防犯教室の開催【新規】
- ・ 市営駐車場・駐輪場における防犯対策の強化
- ・ 事業所施設内駐車場、駐輪場における防犯対策の強化【新規】
- ・ 警察等と連携した、自転車の施錠を促す広報・啓発

<その他の取り組み事項>

○ 犯罪被害者の支援

犯罪被害者等の多くは、その権利が尊重されているとは言い難い現状があります。犯罪の被害に遭われた方々が再び平穏な生活を営み、安心して地域で暮らせるようになるため、その方々の置かれた状況や心情に配慮した行政手続きの支援や、心無い誹謗中傷等による二次的被害への対策が必要であることから、相談窓口をはじめとした支援を行います。

- ・ 犯罪被害者等支援総合的対応窓口の設置
- ・ 市ホームページ・リーフレット等による各種相談窓口や二次的被害防止の周知啓発
- ・ 関係機関との連携

○ 自主的な防犯活動の推進

- ・ ペットの散歩などと併せたパトロールの実施
- ・ (仮称) 自主防犯活動ネットワークの開催

○ 事業者との連携

- ・ 防犯講習会開催への支援（事業所・従業員向け）【新規】
- ・ 事業者に対する防犯に配慮した施設や設備等の重要性・必要性についての広報、啓発
- ・ 市、警察等と連携した街頭防犯活動への参加